

發行所 豊島區池袋一丁目六四二番地 豊島區役所 編集 伊藤専成 電話大塚(86)1006・1101-5 頒價一部 金五圓

豊島區政

二五二一八

區議會招集さる

昭和二十四年第三回豊島區議會は去る七月十八日午後一時全員協議會、つづいて午後四時本會議が開かれた

豊島區臨時出納検査立會議員互選の件
日程第九
委員會條例中一部改正の件
日程第十
議案三件

豊島區臨時出納検査立會議員互選の件
日程第十
議案三件

議長副議長改選さる

日程第二 豊島區議會議長選舉の件
日程第三 豊島區議會副議長辭職許可の件
日程第四 豊島區議會副議長選舉の件
日程第五 監査委員設置條例中一部改正の件
日程第六 豊島區監査委員の事務を補助する書記に關する條例中一部改正の件
日程第七 豊島區監査委員選任同意の件

午後四時本會議に移るや布目副議長が議長席に着き開會出席議員二十九名
今泉議長の辭職願の許可あつて無記名單記投票により後任議長として同志會、田村福太郎氏が當選新任の挨拶をなし布目副議長と交替して議長席につく
續いて副議長の辭職許可及び選舉の件上程、議長選舉と同様の方法により開始、結果改選研究會、齊藤知彦氏が當選直に挨拶を行ふ。

區政のうごき

◎協議會 六月二十一日駒込隨道問題に關する件
◎社會事業委員會 六月二十四日葬儀費問題、引揚者問題、民生委員兼職問題に關する件
◎社會事業委員會 六月二十七日救護米に關する件他一

◎教育委員會 六月二十八日竹岡臨海學校夏季使用に關する件
◎經濟委員會 六月三十日飲食營業規程法に基く許可申請に關する件他三件
◎財務委員會 六月三十日第二教職員住宅使用料に關する件他一件

つづいて監査委員設置條例中一部改正の件と同補助する書記に關する條例中一部改正の件を可決つづいて監査委員選任同意の件が上程され從來二名であつたが四名に増員され可決
新委員は次の通り
議員側から
宮崎 辰五郎氏
早川 繁太郎氏
學識経験者側から
海老澤 了之介氏
春 彦 一氏
以上の四氏に決定。
次に常任委員及び特別委員條例中改正案が上程され新に、總務、文化、稅務各委員會が增設され合計十一委員會となる。委員長は次第に當選の豫定。
請願の件については各適當委員會に附託とする
以上をもつて議事日程を終了せる旨を告げ豊島區の森の中へ陽が落ちる午後八時二十分閉會した。

區役所人事異動

七月十四日付で次の通り人事異動が發令になりました。

新係名	氏名	舊係名
總務課文書係長	三芳一郎	(兼總務課統計調査係長)
" 福利係長	伊藤周助	(經濟課產業係長)
稅務課都區民稅係長	渡邊昇	
" 事業稅係長	津田幹一	(稅務課都區民稅係長)
" 雜種稅係長	寺島浩澄	(" 事業稅係長)
" 整理係長	飯樋眞	
" 發稅係長	矢内喜平	(" 雜種稅係長)
民生課社會係長	田中正弘	(民生課補助係長)
" 補助係長	久野茂毅	(第五出張所所長)
教育課學事係長	池田訓治	(民生課社會係長)
" 經理係長	吉田泰藏	
經濟課產業係長	津田金次郎	(第八出張所所長)
民生館保護係長	瀧宮茂治	(兼鴨民生事務所所長)
東島民生事務所所長	相馬新海	(第六出張所所長)
第五出張所所長	榎馬堅次郎	(總務課福利係長)
第六 " "	吉川英作	(稅務課整理係長)
第八 " "	石川弘光	(民生館保護係長)

便利で經濟的な納稅準備預金制度

納稅準備預金制度といふのは、稅の負擔に備へておられる方々に對して、日々の收入の一部を積立てて容易に納稅できるようにした、たいへん便利で經濟的なしくみになつて居ります。即ち

- 一、都内の各銀行、信用組合、農業協同組合、無盡會社等で取扱ひます
- 二、利率は日歩七厘以内(銀行普通預金は五厘、その他

の金融機關は六厘)
三、利子は免稅になります。
四、預金の拂出は一應(納稅に充てる場合)に限られませんが、災害等の事故の場合も拂戻しを受けることかできます。

納稅準備預金をすれば、安心して稅が納られ、立派に國民の義務が果せます。
國民の皆さん納稅準備預金を致しませう。

可愛い お子さんの幸福のために お父さま お母さま方へ

豊島區緑蔭子供會は七月二十一日より八月三十一日の間豊島區役所主催、各種團體の後援、並に協賛のもとに、長期間の夏期休暇を有意義に過ごすために、たくさんの行事を計畫してをります。

各ご家庭の父兄の方は、次にいるの事を掲げてありますから是非實行にうつして良い子を育てて下さい

一、趣旨
夏休は學校へ行かないというだけで、勉強や規律正しい生活から、すつかりはなれてよいわけではありませぬ、子供達にとつては、大人とちがつて、一切の生活が遊びだといえるし、また一切の勉強が遊びだとも云えるのです、例えば「砂あそび」をすることも、そのことによつて、子供達は、砂の性質を知ると同時に、又一方子供の強い模倣性、想像性がその砂で、山を作り、道を作り、川を作りこの子供の性格、要求に満足を与えるのです、このような、劇化された遊びはいつか、この子供に獨創力を養い、自主性をもつた、社會人として、立つことの出来る人間をつくり出すことが出来るのです。しかしこのような砂遊びをするこ

ともお母さん方が、着物を汚すからといつて、ただ單に禁止することに頭をつかうのでなしに、この子供達の自發的な生活(遊び)を整理し、大人の社會が與える障害を出来るだけ省いて正しく導くことが必要ではないでしょうか、それには先づ、自分の子供だけという考えでなしに近所の子供達を、自發的に組織化しグループを編成して、子供會を作り、遊びを健全にしてやつたならばどうでしょう、子供達は、自分から進んで勉強し、仲よく協力すると同時に、責任觀念と、自信をもつた、明るい民主主義國家の一員として、社會に寄與することの出来る人間をつくり出すことでせう、それには先づ家庭のお父さま、お母あさまや社會のあらゆる方々が、手ごか非實行していただきたいと思います。

二、子供のコーナー
家の不自由な時ですが、ほんのわずかでも、(子供のコーナー)をつくる事をすすめます。せまい部屋の一すみでも壁の一部分でも、そこを子供のコーナーとさせて、そこを自分自分の考

えによつて好きなように利用したり飾つたりします、箱を作つておもちゃの整理をするとか、壁かけをかけた飾るとか、切りぬきや圖画の成績を貼つて楽しむとか、それぞれの工夫で、いかでも、自分の場所としてきめられると、責任を感じ工夫したり、自分で考えたりする氣持があらわれ、美しくたのしみも出来、家の人たちの目もなぐさめられます。

三、あそび場の建設
よいあそび場を子供たちにあたえませう、本區に於ても昨年来、區内の變と、神社、寺院等を開放して頂いて、「子供の廣場」を指定してあります。が電車通や盛り場近所で遊んでいる子供を見るにつけても、子供の交通安全をなくし、不良化を防ぐためにぜひよい遊び場を興えたいと痛切に感じます、あそび場は子供達にとつては大切なもので子供達に健全明朗な遊び場が必要で、地元の方々の理解と協力で、それらの町によい場所を見つけてほしいと思ひます、燒跡の整理など、實際の仕事には子供達も手傳ふ様に計画した方がよいでしょう、又現在あそび場にしていない場所も今のまゝでよい工夫と努力でもつとよいあそび場にならないか考へて下さい

四、クラブ室
子供達がりつばなグループ活動をするように、集會室を用意してやりたいもので、大きな立派な建物や部屋をのぞむのではなく、PTA、等の親切なおばさんの家の一部屋を、それも週に一度か二度ぐらい開放していただきあまり大勢の會員を集めようとすると無理が起ります、小數のグループが、日常集つてはお互いに協力しあつてよい仕事をするようにするためにこのクラブ室の役目は大きいと思ひます、討論會、勉強會、讀書會、たのしいつどいなど子供達の節意をもととして適當な指導を加え集會の仕方や會議のすすめ方などを體驗させると同時に、壁新聞をはり出したり、小さな展覽會をもよおしたり、文庫の設備をさせるなど、子供の自主性をいかし、大人の方々が、これに伴う障害をとり除くように骨折つていただきたいと思います。

五、生活時間割
みんな相談して、生活時間割をつくりましょう、規則正しく生活するようにいたしましょう、みんなで遊んだり、いろいろの仕事をしたりますにも、時間をきめて、だらしないならないうちにしましょう、夜おそくまで遊んでいたり、夕飯の時に、おうちへ歸らないでいる人があつたらんくら

六、衛生の指導
食事の前には手を洗うこと、爪を切つておくこと、いつもきれいなハンカチを持つてゐることなど、身のまはりの衛生を考へて、やさしいことのでよいから、よい習慣をつけますよう、汗をかいたあとの注意、日射病の注意、安眠の大事なこと、水泳の時の衛生の注意など、みんな集つた時に話していただくのもよいことです。

七、早起き會
たのしい歌を歌い、時々はお話や紙芝居を見せていただき、又その日の計画を話すなど、短い時間でたのしい早起き會にしましょう。

八、公民教育
よい公民となるために、交通道徳や、公共物を大切にすることなど、ひろく題目をえらんで時々話して、いただくと思ひます、又

町の家内園を共同で作つて町の角にかゝげることなども、興味のある仕事になると思ひます。

◎課外講座
各種の團體が中心になつて學課目で取り上げられない日常生活内の興味あるものを勉強するようにしてやりたいものである。

◎壁新聞
指導者がつくつて減ませるのではなく少しでも子供に協力させ、ついに子供自身の手でつくり出すように指導すると思ひます。

◎ことも銀行
むだづかいをしないといふ約束をしたら、もう一歩すすめて貯金の組織をつくると思ひます。

八月一日現在で 商業統制調査實施

商業統制調査は戦後に於ける商業者を確實に把握し、商業者の分布活動状況の實態を明らかにして商業政策上の基礎資料を得るの目的であります。調査の対象となる業者は卸賣業者・小賣業者・代理商及び仲立業者で、主なる調査事項は十九項目よりなつて居り、調査員が擔當區域内の該箇商店を戸別調査致します。なほ調査によつて得た資料は統計の目的以外に利用することは統計法及び商標統計規則によつて禁止されております。業者の皆様御協力願ひます。

健康と衛生

一、かい虫の豫防

人間には誰でもおなかに虫のいない人はいないといえるのでせう。保健所ではどなたでも気軽に検便して、驅虫剤サン・ドニンを差し上げておられます。

二、腸チフスの豫防

保健所では、豫防接種法に基いて、目下會社、工場、事業所、官公廳並に學校教育法による學校生徒、教職員及び法の適用を受ける外國人を對象に第一次の腸チフス、パラチフス豫防接種を實施中です。

三、狂犬病について

区内には届出のある畜犬は七月十日現在で約五百頭程をりますが無届のものもまだまだ多く、約二千頭位ある豫想です、これらは危険なので七月十日から九月十日までの間に、ノラ犬ノラ猫狩りを行います、七月十五日現在でこの犬にかみつかれて、罹患した人は二十一人の多数に達し、いづれも危険な狂水病菌をもつておることが試験の結果確

四、人口妊娠中絶について

今回優生保護法が改正されて次に掲げるような人は人工妊娠中絶手術を受けられることになりました。
イ、本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱である場合
ロ、妊娠の繼續又は分娩が身体的又は経済的理由により

必要です。

定しました。狂犬の發生場所は、区内各方面に渡つており、畜犬をもつておられて居出ない方は、至急お届けて下さい。そして豫防注射を受け下さい。

五、飲食店、等の許可について

飲食店、喫茶店等規整法關係の營業者は新規の方も、従來から繼續の方も本月二十日まで申請をしなければなりません。後になる許可が困難になります。詳細は豊島保健所でお尋ね下さい。

露店許可の基準がままりました

食品衛生法にきめてある飲食露店の許可基準について、このほど次の通り解釋がままりました、それに基づいて本年五月三十一日現在營業中の露店に限り、向う二年間に限つて、營業が許可されることとなりました。終視廳では業者が七月十日までにこの基準による設備を完了される候期待して居り、衛生局でも終視廳の取締り、併行して各保健所の監視員が絶えず巡回指導を行いますから、一人の違反者もないよう十分御注意下さい。

九、便所は共同でもよいが、流水式の手洗設備をして、

使用人数に應じた数を設け責任者を定めて清潔を保持すること。
一〇、營業者、従業員は健康診断を受けること。
家督相續届について
昭和二十二年五月三日民法の改正により同日以後筆頭者(戸主)が死亡した時家督相續は廢止されましたが五月二日以前に戸主が死亡した時は舊法による家督相續をしなければなりません。従つて該當者でまた届出をしてない方は至急本籍地戸籍係へ家督相續届を出して下さい。尙相續届は前戸主死亡後一ヶ月以内が法定期間ですから右経過後は失期理由書を添付せねばなりません。

八月上旬までに完了し、追つて第二次計畫として一般國民を對象に實施することになつて居ります。

三、狂犬病について

区内には届出のある畜犬は七月十日現在で約五百頭程をりますが無届のものもまだまだ多く、約二千頭位ある豫想です、これらは危険なので七月十日から九月十日までの間に、ノラ犬ノラ猫狩りを行います、七月十五日現在でこの犬にかみつかれて、罹患した人は二十一人の多数に達し、いづれも危険な狂水病菌をもつておることが試験の結果確

四、人口妊娠中絶について

今回優生保護法が改正されて次に掲げるような人は人工妊娠中絶手術を受けられることになりました。
イ、本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱である場合
ロ、妊娠の繼續又は分娩が身体的又は経済的理由により

戸籍問答(四)

問(10) 夫に死別して三歳にたる子あり、實方に復籍してから再婚したい、また子も實方に引取りたいがその手續きはどすればよいか。
答 復籍については戸籍抄本添付して復氏届をすれば實方に復籍します、子を引取るには右の復籍後様から子の氏變更の申請を家庭裁判所にして許可を貰つて入籍届をすればよい、なお再婚は夫死亡後六ヶ月を過ぎないと出来ません

問(11) 改名はどんな場合に出来るのか、またその手續

答 氏は(ヤむを得ない事由)のある場合に、又名は(正當な事由)のある場合にできることになつております。又手續きは家庭裁判所に改名の申立をして許可を得て本籍地又は所在地の役所に届出ればよい、なおこの届出によつて効力を生ずるものですから許可だけで届出をしない効力が發生しないから注意して下さい。

答

きはどうすればよいか
答 氏は(ヤむを得ない事由)のある場合に、又名は(正當な事由)のある場合にできることになつております。又手續きは家庭裁判所に改名の申立をして許可を得て本籍地又は所在地の役所に届出ればよい、なおこの届出によつて効力を生ずるものですから許可だけで届出をしない効力が發生しないから注意して下さい。

答

きはどうすればよいか
答 氏は(ヤむを得ない事由)のある場合に、又名は(正當な事由)のある場合にできることになつております。又手續きは家庭裁判所に改名の申立をして許可を得て本籍地又は所在地の役所に届出ればよい、なおこの届出によつて効力を生ずるものですから許可だけで届出をしない効力が發生しないから注意して下さい。

答

きはどうすればよいか
答 氏は(ヤむを得ない事由)のある場合に、又名は(正當な事由)のある場合にできることになつております。又手續きは家庭裁判所に改名の申立をして許可を得て本籍地又は所在地の役所に届出ればよい、なおこの届出によつて効力を生ずるものですから許可だけで届出をしない効力が發生しないから注意して下さい。

答

きはどうすればよいか
答 氏は(ヤむを得ない事由)のある場合に、又名は(正當な事由)のある場合にできることになつております。又手續きは家庭裁判所に改名の申立をして許可を得て本籍地又は所在地の役所に届出ればよい、なおこの届出によつて効力を生ずるものですから許可だけで届出をしない効力が發生しないから注意して下さい。

答

きはどうすればよいか
答 氏は(ヤむを得ない事由)のある場合に、又名は(正當な事由)のある場合にできることになつております。又手續きは家庭裁判所に改名の申立をして許可を得て本籍地又は所在地の役所に届出ればよい、なおこの届出によつて効力を生ずるものですから許可だけで届出をしない効力が發生しないから注意して下さい。

答

きはどうすればよいか
答 氏は(ヤむを得ない事由)のある場合に、又名は(正當な事由)のある場合にできることになつております。又手續きは家庭裁判所に改名の申立をして許可を得て本籍地又は所在地の役所に届出ればよい、なおこの届出によつて効力を生ずるものですから許可だけで届出をしない効力が發生しないから注意して下さい。

答

きはどうすればよいか
答 氏は(ヤむを得ない事由)のある場合に、又名は(正當な事由)のある場合にできることになつております。又手續きは家庭裁判所に改名の申立をして許可を得て本籍地又は所在地の役所に届出ればよい、なおこの届出によつて効力を生ずるものですから許可だけで届出をしない効力が發生しないから注意して下さい。

答

きはどうすればよいか
答 氏は(ヤむを得ない事由)のある場合に、又名は(正當な事由)のある場合にできることになつております。又手續きは家庭裁判所に改名の申立をして許可を得て本籍地又は所在地の役所に届出ればよい、なおこの届出によつて効力を生ずるものですから許可だけで届出をしない効力が發生しないから注意して下さい。

答

きはどうすればよいか
答 氏は(ヤむを得ない事由)のある場合に、又名は(正當な事由)のある場合にできることになつております。又手續きは家庭裁判所に改名の申立をして許可を得て本籍地又は所在地の役所に届出ればよい、なおこの届出によつて効力を生ずるものですから許可だけで届出をしない効力が發生しないから注意して下さい。

